

福山市市営墓苑・墓地供花物収集業務委託仕様書

1 委託業務名

福山市市営墓苑・墓地供花物収集業務委託

2 目的

福山市内の市営墓苑・墓地における供花物等の廃棄物の収集について、福山市一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可業者に業務委託するもの。

3 業務委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 収集対象墓苑・墓地

No.	墓苑・墓地名称	収集箇所	収集回数
1	福山市奈良津墓苑	5	週1回
2	福山市今津墓苑	4	週1回
3	福山市高美台墓苑	2	週1回
4	福山市木之庄町尾之上共用墓地（仏）	1	週1回
5	福山市草戸町鳥越共用墓地	4	月2回
6	福山市山手墓苑	3	月2回
7	福山市東深津町大山共用墓地	1	月2回
8	福山市瀬戸墓苑	1	月2回
9	福山市神村町山ノ神墓地	1	月2回
10	福山市東深津町鳥越共用墓地	1	月2回
11	福山市坪生町川原山墓苑	1	月2回
12	福山市駅家墓苑	3	月1回
13	福山市駅家町服部墓地	1	月1回
14	福山市幕山墓苑	1	月1回
15	福山市神村町道々平墓地	1	月1回
16	福山市輛墓苑	1	月1回
17	福山市加茂町稲月墓地	1	月1回
18	福山市福田墓苑	1	月1回
19	福山市芦田町上有地墓苑	1	月1回
20	福山市神辺墓園	1	月1回
盆	8/13～16		
彼岸	3/17～23、9/19～25		
年末年始	12/29～1/3		

※盆、彼岸及び年末年始の上記期間は墓参者が多いため収集は行わないこと。

※No12～No20については、8月、9月及び3月は収集回数を月2回とし、盆及び彼岸の前後各1回収集を行うこと。

5 業務概要

- (1) 福山市内の別表に指定する市営墓苑・墓地の供花物置き場に廃棄された供花物等（可燃物のみ）を収集し、ごみ処理施設（福山ローズエネルギーセンター：福山市箕島町107-14）へ搬入すること。
- (2) 業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、市条例などの業務に係る法令等を遵守し、確實かつ誠実に業務を履行すること。

6 収集について

- (1) 収集の回数については、「4 収集対象墓苑・墓地」にある回数で各墓苑・墓地における供花物の収集を行うこと。また、収集作業中は事故に注意し、周囲に配慮し作業を行うこと。
- (2) 不法投棄等を発見した場合は、現場の写真を撮影し福山市市民局市民部市民生活課（厚生担当）へ報告すること。
- (3) 可燃物以外のごみが廃棄されていた場合は、注意喚起する掲示物を貼付し分別排出の啓発・指導等を行うこと。
- (4) 受託者は、ごみの取り残しがないように収集しなければならない。万一、供花物の取り残し等で、市から指示があった場合は迅速に対応すること。処理は原則として当該日中に行い、結果を速やかに市に報告すること。
- (5) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることがないように十分に配慮し、収集作業終了後は、散乱、飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めること。

7 作業及び搬入時間

- (1) 午前8時以降に収集作業を開始し、福山ローズエネルギーセンターの搬入時間内にごみを搬入するものとする。

8 連絡体制

- (1) 受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し、明確な指示ができる体制をとること。
- (2) 受託者は、本業務の作業終了後や休日等において、市からの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

9 報告義務

- (1) 受託者は、当該月の委託業務内容について、翌月の10日（3月の委託業務については、3月末）までに、業務委託完了通知書、作業報告書及び計量票（ごみ処理施設へ搬入したことが分かるもの）、供花物の回収確認ができる現場写真（回収前後）を、市に提出しなければならない。
- (2) 市は、受託者から、(1)の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- (3) 業務において、事故等が発生した場合は、自ら適切な処置を取るとともに、速やかに市に報告しなければならない。

10 支払方法

- (1) 支払は、毎月払いとする。
- (2) 受託者は、9 報告義務(2)による検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求するものとする。
- (3) 市は、請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る額の業務委託料を受託者に支払うものとする。

11 禁止事項

受託者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違背すること。
- (2) 本仕様書に違背すること。
- (3) 委託業務を請け負わせること及び委託業務の権利義務を他に譲渡し又は担保の用に供すること。
- (4) 市民から金銭を受領すること。

12 自然災害等の対応

地震や風水害等の災害緊急時の収集作業等については、速やかに、委託者、受託者が別に協議して定める。

13 その他

- (1) 本業務を行うために必要な経費(収集車両、燃料、自動車保険料等を含む。)は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 作業・運転報告書、経理簿、車両点検表等を常に整備し、市から請求があったときは、提出しなければならない。
- (3) 委託業務の実施に関して、市又は第三者に与えられた損害については、自らの責任においてその損害を補償しなければならない。
- (4) 契約期間の満了に伴い、受託者が変更となる場合は、業務が円滑に履行できるよう、新たな受託者等への引継ぎを行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び定めのある事項の変更に関しては、双方で協議して定めるものとする。
- (6) 廃棄物の搬入に係る経費は福山市の負担とする。(搬入物は当該事業分のみとする。)